

計画策定専門調査会（第3回）及び監視専門調査会（第28回）議事録

- 1 日 時 平成26年12月16日（火） 10：00～12：25
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館共用1208特別会議室
- 3 出席者

〈計画策定専門調査会〉

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	木村 光江	首都大学東京大学院教授
同	工藤 由貴子	横浜国立大学准教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	天日 隆彦	読売新聞東京本社論説委員
同	西 希代子	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
同	渡辺 美代子	独立行政法人科学技術振興機構執行役

〈監視専門調査会〉

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	安部 由起子	北海道大学大学院教授
同	大谷 美紀子	弁護士
同	末松 則子	三重県鈴鹿市長
同	松下 光恵	特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか代表理事

（注）鹿嶋会長は両専門調査会委員を兼任

4 議事次第

1 開会

2 第3次男女共同参画基本計画フォローアップ 関係府省ヒアリング

- (1) 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- (2) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- (3) 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- (4) 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- (5) 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

3 閉会

5 配布資料

- 資料1-1 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について
（第2分野）（総括表）

資料 1 - 2	第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について (第 2 分野) (各府省作成資料)
資料 2 - 1	第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について (第 7 分野) (総括表)
資料 2 - 2	第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について (第 7 分野) (各府省作成資料)
資料 3 - 1	第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について (第 8 分野) (総括表)
資料 3 - 2	第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について (第 8 分野) (各府省作成資料)
資料 4 - 1	第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について (第 11 分野) (総括表)
資料 4 - 2	第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について (第 11 分野) (各府省作成資料)
資料 5 - 1	第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について (第 12 分野) (総括表)
資料 5 - 2	第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について (第 12 分野) (各府省作成資料)
資料 6	内閣府補足説明資料
資料 7	財務省補足説明資料
資料 8	厚生労働省補足説明資料
資料 9	国土交通省補足説明資料

7 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。ただいまから男女共同参画会議計画策定専門調査会及び監視専門調査会の合同会議を開催いたします。

本日は、第 2 分野、第 7 分野、第 8 分野、第 11 分野、第 12 分野についてのヒアリングを行います。

今回も委員の皆さんから 80 問を超える質問をいただいております。前回同様、委員の皆様からの質問をいただいた事項を中心に、各府省から説明をしていただく予定になっております。

ただ、時間の制約もありますので、残念ながら、全ての質問について本日議論することはできません。ということで、各省には前回同様、委員の皆さんの関心事項にかかわる補足資料を御用意いただいております。資料として追加しております。

また、本日、議論できない質問も出てきますので、こちらも前回同様に委員のお手元に本日の会議資料とは別に、各省から提出いただいたコメントを配付させていただいております。議論できなかったものについては、それを御参照していただければと思います。

前回の12月5日の会議は、実は予定時間を25分オーバーしました。皆さんの説明、質問をたっぷり遮らずに聞きますとどうしても時間が延びることなのですが、今回も多少延びるかもしれませんが、その25分はオーバーしないように頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認をさせていただきます。

○池永総務課長 総務課長の池永でございます。

お手元の資料でございますが、資料1-1、1-2というようになっておりますが、資料1～5まではそれぞれ第2分野、第7分野、第8分野、第11分野、第12分野の施策のフォローアップの資料となっております。枝番の1は各府省の施策を総括的に取りまとめたものであり、枝番の2は各府省の個票を束ねたものでございます。1-1～5-2までございますでしょうか。

また、前回の専門調査会で御議論いただいた第1、第13、第14、第15分野の各府省施策の総括表につきましては、机の上に緑色のファイルにつづってございますので御参照いただければと思います。

また、前回同様、参考資料といたしまして、専門調査会のこれまでの意見や報告、そのほかの基本資料についてもとじてございますので、御参照いただければと思います。

もし、資料で足りないものがございましたら、事務局の方にお知らせいただきたいと思っております。よろしく願います。

○鹿嶋会長 関係府省におきましては、第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等についての資料に基づきまして、先ほど申し上げましたように時間の関係もありますので、委員の皆さんから事前にいただいた質問に対する御説明をお願いしたいと思います。

なお、その際に、数値目標に対し成果が上がっている場合、定量的に説明はしにくいかもしれませんが、制度変更や現場の取組等で、例示でも構いませんので、可能な限り言及していただければと思っております。

では、初めに、第2分野からヒアリングを行います。内閣府から説明をお願いします。

○池永総務課長 失礼いたします。総務課長の池永でございます。

私の方からは、資料1-1と資料6を参照しながら御説明させていただきます。

第2分野、社会制度・慣行、意識改革でございますが、資料1-1の2ページを御覧ください。こちらは税制については、税制調査会で検討が行われているところでございます。岩田委員から御質問いただいた、政府税制調査会の最近の審議状況については、本日、財務省の担当者が日程の都合で欠席となっておりますが、財務省提出の資料7というのがございます。そこで、その資料7を御参照いただきたいと思っております。

この資料7というのは、政府税調において11月7日に取りまとめられた論点整理、第1次レポートとなっております。

続きまして、資料1-1、3ページのエの家族法制に関して、女子差別撤廃条約への対応といった御質問が寄せられております。天日委員から御質問のあった女子差別撤廃委員

会の見解における夫婦別氏制度の記載につきましては、資料6の1ページに最終見解の抜粋を載せてございますので御参照をいただきたいと思っております。また、この最終見解の全文は、皆様の机の上にある机上資料の青色ファイルの方につづってございます。民法改正を初めとする女子差別撤廃委員会の見解に対する対応については、女子差別撤廃条約での指摘事項一つ一つに対して、具体的な今後の検討課題であるとか、民法改正についてこれだけ働きかけても動きかない現状をどうやって変えるのかとか、婚外子以外の残された課題についての取組とか、今後新たな展開はどうすればいいかなどについて、鹿嶋会長を初め、多くの委員から御質問をいただいております。

本件については、黄色いファイルにございます監視専門調査会において平成25年11月に意見が取りまとめられております。具体的には、選択的夫婦別氏制度の導入、再婚禁止期間の短縮などに係る民法改正等について、法案提出に向けて努力する必要がある等を内容とする意見となっております。

また、政府としては、本年9月、女子差別撤廃委員会に対して、第7回及び第8回報告を提出したところでございます。

民法改正につきましては、この後、法務省から御説明があると承知しております。

続きまして、資料1-1の14ページに、ジェンダー統計についての記述がございます。男女別等統計、いわゆるジェンダー統計につきましては、鹿嶋会長、宗片委員から、ジェンダー統計の推進に拒否反応が強い部署はどこで、その理由は何かなど、研修の徹底が行われているのかという御質問をいただいております。

内閣府では、平成25年に、政府が策定するさまざまな計画や大綱に盛り込まれている人を対象とする数値目標に係る調査統計について、男女別データが収集されているかどうかを調査しました。これは補足説明資料の3ページにその調査を載せてございます。

補足資料の7ページを御覧いただきますと、これは114統計がある中で、男女別にデータが収集されていないのは22指標でございます。この資料の11ページ以降に、個別統計調査についての状況の資料がございます。10ページを御覧いただくと、4)の男女別の有無、5)の男女別についての検討状況というのがございまして、男女別の有無というのは、男女別のデータを収集しているかどうかということで、この4というのが収集していない。5)の検討状況の3というのは、今後についても検討していないということでございます。

この資料の16ページ以降に、現在収集しておらず、今後も検討しないというもの、これはIDで言うと111以降、19統計がそれに該当しています。なぜ検討しないかという、報告者負担の軽減のためだとか、男女別把握の必要がないと考えたためということでございます。

資料1-1の14ページにお戻りください。こういった実態については、男女共同参画局として統計委員会に働きかけを行いまして、14ページの4つ目のポツにありますように、本年3月に閣議決定された、いわゆる統計基本計画の中にも男女別等統計、いわゆるジェンダー統計に関して盛り込まれております。具体的には、ジェンダー統計のほか、地域別

や年齢別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済社会、環境ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進するといったことが閣議決定されております。

また、研修に関しては、その3つぐらい下のポツにありますように、統計担当者の意識啓発を図る観点から、平成25年度より、総務省で実施している統計研究所の統計研修の一環として、ジェンダー統計についての講義に男女共同参画から講師を派遣しているということでございます。

続きまして、資料1-1の16ページにジェンダー予算についての部分がございます。ジェンダー予算につきましては、鹿嶋会長、鈴木委員、末松委員から、日本では第3次基本計画で種をまいた程度だが、今後どれぐらいまで育てればいいのかとか、先進的取組の諸外国の事例について、調査研究から得られた知見をもとに、我が国の政策に生かされた事案は何かなどの御質問をいただいております。

内閣府では、平成22年度に北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査を実施しまして、これは平成23年11月に公表しております。この調査報告結果を踏まえて、平成24年7月に監視専門調査会で意見が取りまとめられております。この黄色いファイルにもございますように、24年7月でございます。その中でどのような意見かという、ジェンダー予算につきましては、各行政機関みずからが主体的に男女共同参画の視点を反映されることが重視されるという意見をいただいております。御意見をいただいているところ、今後とも方向性を含めて検討してまいりたいと考えております。

内閣府からは以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続いて、総務省から説明をお願いします。

○総務省(行政評価局行政相談企画官) 総務省行政評価局行政相談企画官の木村でございます。

まず、総務省の関係でございますが、資料1-1の6ページの中段のところでございます。ここにつきましては、私ども行政相談の関係ですが、毎年秋に行政相談週間という週間を設けまして、1日合同行政相談所等の行事を行っているところでございます。この行事を推進していくに当たりましては、法務局や人権擁護委員、地方公共団体からも女性相談センター、子ども家庭相談センター等に参加を呼びかけまして御協力いただきながら、男女共同参画を含めた相談につきましても推進を図っているということでございます。

同じく資料の10ページでございますが、ここには私ども行政相談を推進するに当たりまして、全国で行政相談委員を約5,000名委嘱してございます。この委員につきまして、一部の方々を男女共同参画担当委員として指名し、毎年16名ほど内閣府の主催する男女共同参画研修に参加させていただいているということを記載してございます。これにつきましてお二方の委員から御質問をいただいております。

まず、鹿嶋委員からございますが、行政相談委員の男女の構成比率はどうなっているの

か。過去に苦情処理・監視専門調査会から、男性の行政相談委員が辞めた場合に女性を委員にして比率を高めていくというようなことがあったのではないかとといった御質問をいただいております。

私ども、先ほど申しましたとおり、全国で約5,000人の行政相談委員を総務大臣から委嘱しているところでございますが、このうち女性の比率につきましては、平成13年4月、第1次の男女共同参画基本計画の策定直後でございますが、女性の比率が30.5%でございました。現在はこれが35%弱まで伸びてございまして、私どもにおきましては、行政相談委員における女性の登用を積極的に進めていると思っております。

なお、行政相談委員の業務でございますが、民間のボランティアといたしまして相談を受け付けるという業務をやっているというところでございまして、多様な相談者へ対応する必要があります。このような業務の性質上、女性委員の選定に当たりましては、委員を推薦していただける市町村と相談しながら丁寧に人選作業を進めているということでございます。

もう一つ、宗片委員から、研修のことについて御質問をいただいております。男女共同参画委員のみ研修を受けさせるのではなくて、委員全員が研修を受けるべきではないかという御質問をいただいております。私ども、先ほど申しましたとおり、全国5,000人の行政相談委員のうち、現在200名弱の委員を男女共同参画の担当委員として指名させていただいております。行政相談委員全員ということになりますと5,000人ですので、なかなか全員を研修に参加させていただくということは難しいかと思っております。この男女共同参画担当委員を優先的に毎年16名ほど研修に参加させていただいておりますとともに、その委員の方々につきましては、研修で取得しました知識、技能の結果につきまして、各地域に戻りましてから他の行政相談委員に対しまして研修等を実施し、その普及啓発を図っているという、このような活動をさせていただいております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、法務省から説明をお願いします。

○法務省(民事局局付) 法務省民事局の大塚でございます。

民事局からは、家族関係についての御質問について多数いただいておりますので、時間の許す限り御質問にお答えいたしたいと思っております。

資料1-1の1ページの1のア、3~4ページにかけての部分、いずれも選択的夫婦別氏制度あるいは男女差別撤廃条約に関する対応といったところでございます。順に御質問にお答えしてまいりたいと思っております。

まず、鹿嶋会長、西委員から選択的夫婦別氏制度の議論を喚起する方法として、世論調査結果をホームページに掲載する以外に何か考えられるかという御質問をいただきました。大変重要な御指摘と認識しておりますけれども、法務省といたしましては、ホームページにおきまして世論調査結果のほかに選択的夫婦別氏制度につきましてよくある質問、FAQの形式を用いるなどしてわかりやすく掲載したページを掲載しております。このようなホ

ホームページでの活動のほかにも、今後必要に応じまして同制度の議論を喚起する方法について検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、松下委員からの御質問がございました。選択的夫婦別氏制度に関する今後の方向性、検討課題について、具体的に何をもって国民の議論が深まったと捉えるか。非常に難しい御質問でございますけれども、なかなか一義的に定めるところは難しかろうと思いますが、その1つとして世論調査の結果というものは、国民の意見及び関心の度合いを知ることのできる有効な手段の1つと法務省として考えておるところでございます。

続いて、西委員から幾つか御質問をいただいておりますのでお答え申し上げます。

まず、選択的夫婦別氏制度に関する内閣府の世論調査結果の分析ということについてでございますけれども、御指摘いただきましたとおり、現在の質問事項によります内閣府の世論調査は、平成8年ごろからおむね5年ごとに行われているところでございまして、これによりますと選択的夫婦別氏制度導入に賛成の意見は平成13年をピークに若干減少傾向にはございますが、20代、30代といった若い世代の女性については、一貫して賛成の意見が50%前後を占めておるところでございます。この結果をどう評価するかというのはなかなか難しい問題ではありますが、いずれにしましても、世論調査結果については、一時点の結果のみならず、その推移を見守ることが大切と考えております。

委員からこれについても御指摘がありましたけれども、世論調査結果において、回答者に占める若年層の割合が人口構成に比べて低くなっているのではないかというのは全くそのとおりでございまして、その要因といたしましては、近年の調査環境の悪化によりまして、若年層を中心になかなか調査に協力を得られないという方が増えているとの事情があると聞いておるところでございます。

次に、選択的夫婦別氏制度と一般に言われている以外の選択肢として、例えばもう選択の余地がない別氏制度の導入ですとか、あるいは同氏を維持したまま通称使用の拡大を図るなどの方法は検討されているかという御質問でございました。

まず、完全な選択の余地がない別氏制度というもの自体は検討しておりませんが、ただ、平成3年1月から行われました法制審議会の審議におきましては、例えば夫婦の同氏、別氏の選択を認める制度のほかに、婚姻後の氏についての定めがないときには、もう夫婦別氏となるとする制度など、さまざまな制度が検討されたところでございました。その結果、平成8年2月の法制審の答申におきましては、現在のような夫婦同氏の基本的枠組みを維持しつつも、これに夫婦が別氏を選択することもできるとするオプションを追加したという形での選択的夫婦別氏制度の導入が盛り込まれた、こういった経緯でございました。

また、もう一つの旧姓の通称使用につきましては、弁護士あるいは司法書士といった、いわゆる士業におきまして、職務上旧姓の通称使用は広く認められるようにはなっておりまして、ただ、まだ認められないために社会生活上の不便を強いられているといった場面も少ないものと考えております。この是正に向けた措置につきましては、法務

省としましても関係省庁と協議をしながら、引き続き前向きに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、選択的夫婦別氏制度の導入によりまして、住民票あるいは戸籍の実務において対応が困難な問題が生じるかという御質問でございましたけれども、これについては、戸籍は法令上の手当は可能と考えております。仮に選択的夫婦別氏制度が導入をされた場合には、夫婦同氏制度を前提として集積された先例を適用することに疑義が生じる場合もあるかもしれませんが、少なくとも現時点におきましては具体的な問題点は把握しておりません。

なお、住民票につきましては、法務省の所管ではございませんので、コメントは控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最後に、多数御質問いただいておりました種部委員、西委員、岡本委員からの御質問で国連女子差別撤廃委員会、先ほど資料の御説明で補足説明資料6でございましたけれども、勧告を受けている指摘事項について今後どのように取り組むかというところではございましたが、御案内のとおり、我が国は平成21年8月にこの委員会から民法を改正し、選択的夫婦別氏制度の導入のほか、婚姻最低年齢の男女統一、それから、女性のみ課せられている再婚禁止期間を廃止すべきといった勧告を受けておるところでございます。法務省としましては、選択的夫婦別氏の導入、婚姻最低年齢の男女の統一などを含む民法等の一部を改正する法律案を国会に提出すべく、平成22年に準備を行ったところではございましたけれども、各方面にさまざまな意見がありましたことから、残念ながら法案の提出には至らなかったという経緯がございます。この女子差別撤廃委員の勧告につきまして、法務省といたしましては、国民の理解を得て法改正を行う必要があるという認識の下、引き続き国民意識の動向の把握に努め、また国民の議論が深まるように情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

民事局の関係では以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

○法務省(人権擁護局局付) 法務省人権擁護局の田中と申します。

資料1-1に従って御説明いたします。まず、9ページの法令や条約のわかりやすい広報等による周知の推進に関しまして、人権擁護委員の男女の構成比率はどうなっているのかという御質問がございました。これにつきましては、男性54.9%、女性が45.1%となっております。これは本年1月1日現在の数字でございます。

また、男性の人権擁護委員が辞めた場合、女性を人権擁護委員にして比率を高めていくということがかつて苦情処理・監視専門調査会から出されたと記憶しているがどうなっているのかという御質問がございました。

これに関しましては、男女共同参画の実現及び女性の人権問題に適切に対処していくためには、委員の半数が女性であることが望ましいことから、委員の候補者の推薦を行う市町村に対して推薦依頼をする際に理解を求めるなど、女性委員数の拡大に努めております。

苦情処理・監視専門調査会におきまして委員の男女比率等について当省から説明を行った平成13年当時ですけれども、女性委員の比率は約32%でございました。先ほど述べましたとおり、現在は約45%となっております、女性委員の比率は年々増加しております。

続きまして、12ページでございます。外国人のための人権相談所の充実等、国際化への対応の推進に関してでございます。いわゆるヘイトスピーチについて対策のための検討はされているのかという御質問がございました。法務省の人権擁護機関としては、これまで外国人の人権をテーマにした啓発に加えまして、各種広告による啓発、ポスター、リーフレットによる啓発などにより、ヘイトスピーチがあってはならないということを知りやすい形にしました、より効果的な啓発活動に積極的に取り組むとともに、ヘイトスピーチによる被害などの人権に関する問題の相談窓口の周知広報活動にも積極的に取り組んでいるところでございます。

次に13ページです。政府職員の理解の促進についての御質問でございます。

警察庁以外からは、当該施策に関する取組や評価の情報が寄せられていないが、特段の取組は行われていないと理解してよいのかという御質問です。これにつきましては男女共同参画を含む様々な人権問題に関しまして、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的としまして、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を毎年2回実施しております。また、都道府県及び市町村の人権啓発業務にかかわる職員を対象にしまして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年3回実施しております。

さらに、第3次基本計画では、法曹関係者についても同様の取組を進める旨、うたわれているが、具体的な取組の有無が分かれば御教示いただきたいという御質問がございました。これにつきましては、法務省の人権擁護局におきまして、検察職員、矯正施設職員、入国管理局職員、入国管理関係職員及び裁判官、家庭裁判所調査官に対する研修等に講師を派遣しております。司法機関及び法執行機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めております。また、人権擁護事務担当者に対する研修におきましても、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込むなど、さらなる内容の充実を図っているところでございます。

次に、戻ってしまつて恐縮でございますが、9ページ。法令等の周知に関しまして、別の御質問でございます。人権相談を受けるに当たって、男女共同参画を意識して相談を受ける必要があると思うが、その点の研修について具体的内容いかんという御質問でございます。これにつきましては、相談に当たる人権擁護委員に対する研修として、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談等に適切に対応するために、必要な知識の習得を目的とする人権擁護委員男女共同参画問題研修を実施しております。そして、この研修に男女共同参画問題に関する人権相談への対応、ケース研究、カウンセリング技法等をカリキュラムに盛り込んでおります。また、先ほど述べましたとおり、人権擁護事務担当者に対する研修におきまして、いわゆるDV法の講義をカリキュラ

ムに盛り込んでおります。

人権擁護局からは以上でございます。

○法務省(大臣官房司法法制部部付) 法務省司法法制部の中保です。

鈴木委員のほうから、法曹関係者における研修等の具体的な取組の有無について御質問いただいているところでございます。まず、裁判官につきましては、裁判官の研修を担当する司法研修所において、女子差別撤廃条約を含む各種人権条約、女性の人権、ジェンダー、女性職員の採用、登用の拡大に向けての取組等に関する講演のカリキュラムを実施しておりまして、このようなカリキュラムを通じて、裁判官の男女共同参画に関連の深い法令、条約等への理解と意識を高める取組を行っているものと承知しているところでございます。

また、裁判官以外の裁判所職員につきましては、その研修をつかさどる裁判所職員総合研修所において、職員の研修カリキュラムに男女共同参画社会をテーマとした講義が設けられているところでございまして、このようなカリキュラムを通じて男女共同参画社会への理解と意識を高める取組を行っているものと承知しているところでございます。

続きまして、弁護士の関係でございますが、日本弁護士連合会においては、憲法、国際人権規約及び女性差別撤廃条約等の条約、男女共同参画社会基本法等の理念を実現するため、法律上認められた自治のもとに、「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」、「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現を目指す決議」の採択、「男女共同参画施策基本大綱」の制定、「男女共同参画推進基本計画」の策定などを行っているところでございます。

また、「男女共同参画推進体制構築のための全国キャラバン」を毎年2回開催しているところでございまして、平成26年度には、近畿地方として京都府、中部地方として富山県で開催したとのことです。

さらに、各単位弁護士会からの情報の提供や講師の紹介などの依頼があった場合には、日弁連において適宜対応しているとのことでございます。このように、日弁連において男女共同参画の取組を進めているものと法務省としては承知しているところでございます。

続きまして、前回のヒアリングの際に大谷委員から質問があった点についても回答させていただきます。大谷委員から、前回のヒアリングの際に、女性検察官、裁判官の中途退職率に関するデータの取得の点、法曹有資格者のうち、裁判官、検察官、弁護士のいずれにも該当しないものの人数等のデータの点につき御質問をいただいたところでございます。

まず、検察官につきましては、組織体系上、男女を問わず定年まで勤務する者が極めて少なく、1%にも満たない状況でございまして、中途退職率につきまして男女の間に有意な差は認められないところでございます。

また、退職の際、どのような理由で退職するかといった事由などにつき確認しているものではございませんので、委員の質問の趣旨に沿った調査などは現時点では行っておらず、今後行う予定もないところでございます。したがって、女性検察官の中途退職率など

につき、現時点で提出できる資料はございません。

次に、裁判官につきましては、最高裁判所に確認したところによれば、裁判官につきましては、男女を問わず、定年まで勤務する者が多いとのことでございます。

続きまして、法曹有資格者の点につきましては、法務省としましては、法曹有資格者数の現在数というものは把握しているところではございません。したがって、法曹有資格者数のうち裁判官、検察官及び弁護士のうちいずれにも該当しない者の人数や割合などにつきまして、現時点で提出できる資料やデータはありません。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から説明をお願いします。

○文部科学省(生涯学習政策局男女共同参画学習課長) 文部科学省でございます。この第2分野では、文部科学省は広報啓発活動というところでございますが、資料では資料1-1の5のところに、独立行政法人国立女性教育会館が行っている事業について書かせていただきまして、これについて御質問いただいたところでございます。

この男性や若者世代を対象とした広報啓発事業はどのようなもので、その成果がどうかということでのお尋ねでございます。この会館では、男性への男女共同参画の団体ですとか、地方公共団体等の事例を収集して発信しているところでございますし、また、学生に対するキャリア形成支援の研修等も実施しているところでございます。

成果といたしましては、なかなかアウトカムという形までは至っていないところでございますが、講義や情報提供についての利用者アンケートでは非常に役に立った、役に立った、合わせて99.1%の回答を得ているところでございます。

細かい点ではございますが、以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省(年金局年金課長補佐) 厚生労働省年金局の岡野と申します。

私のほうからは、資料1-1の3ページ、社会保障制度の検討の件に関して何点か御質問いただいているのでお答えいたしたいと思っております。

特に男女共同参画の視点に立った観点からどういった見直しを検討されているかという観点から、働き方に中立的な社会保障制度に向けてどのような検討をしてどういう進捗状況かという御質問をいただいております。この点につきましては、今年の10月にまさに働き方に中立的な社会保障制度に関して、経済財政諮問会議でも議論が行われまして、そのときに提出した資料を逐一は御説明申し上げませんが、補足説明資料、資料8として厚生労働省の補足説明資料を御用意させていただいております。その1ページ目から13ページ目までおつけしているのが経済財政諮問会議で、塩崎厚生労働大臣から御説明した資料になります。

基本的にどういうことを申し上げたかと申しますと、働き方に中立的な社会保障制度と

ということで、例えばいわゆる130万円の壁の問題とか、こういうことについての御議論でございましたが、これについて働き方に障害するというので、就労調整行動が行われているのではないかとということですが、労働者側はもちろん、使用者側にも労使双方が費用者保険の適用をめぐる、年間でいえば厚生年金保険、これの保険料負担回避行動が作用して生じているのではないかとことを申し上げた上で、この解消のためには、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、これを進めていくことが必要だということの議論がなされたところでございます。その後、年金部会でも並行して議論を行ってまいりまして、何回かにわたってこの点について議論を行っているところでございます。

あともう一点、社会保険料の負担免除に関して介護休業についてどうなっているのかという御質問をいただきました。現状で申しますと、育児休業あるいは産前休業中に関しましては、医療保険、年金保険、保険料を免除された上で将来給付も保障されるというような状況になっております。これは考え方といたしましては、次世代育成支援の観点から、本来、社会保険の原則といたしましては、給付に見合った負担。負担に見合った給付をしていただくというのが大原則でございますが、次世代育成支援の観点から、育児休業中あるいは産前産後休業中に関しましては保険料を免除した上で給付を保障するという扱いをしているところでございます。

介護休業中に関しましては、こういった観点にかならずしもそぐわないということで同様の取り扱いにはしていないという状況でございます。

厚生労働省からは以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。かなり幅広い分野ですので大変かと思いますが、御質問等があればお受けしたいと思います。どうでしょうか。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 法務省にお尋ねします。選択的夫婦別氏制度についてです。

世論の動向の把握ですとか、それをまた国民にフィードバックしていただく取組はやっていただいているということについてはありがたく思いますし、多分法務省の思いというのもそれほどこの男女共同参画会議と違わないのではないかなというようなことも感じております。その上で、やはりこのままでは事態は変わらないという感じがいたします。

次にどういう手が打てるかということ、是非御一緒に考えていきたいのですが、1つは思いつくことで御提案したいと思いますは、民間企業の中では夫婦別姓が相当広がっています。私がおりました会社では、もう結婚して4分の3の女性は通称使用です。そういう人たちが実生活においてどんな不便が実際あるのかというようなところを掘り下げるような、そういう調査をしていただいたらどうか。1つは、民間企業では相当通称使用というのは広がっているということですね。それが通称を使わなければ職業生活を継続するに当たって非常に不便だからということだと思いますが、どのくらい通称使用が広がっているのかとか、その上で何が不便なのかといったあたりを是非調査するというようなことは比

較的ハードルが低いかなという感じもいたします。また御一緒に考えながら、少し動かすためにどういうふうにしたらいいのか、本当に御相談したいと思います。ありがとうございます。

○鹿嶋会長 法務省からコメントがあればどうぞ。御意見でいいですか。

○柿沼委員 統計のことで文部科学省だけではないのですが、ほかのところも代表して伺います。男女別の統計をとる必要がなかったからというのが随分多いのですが、いろいろこういうふうなことを進めていても、世界的に日本の男女共同参画、男女平等が進まない中で弱点はどこなのかという把握は非常に重要であるかと思うのですが、そういった中で、いろいろな項目について調査をする中で、例えば将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合とかを初めとして男女別把握は必要ないと考えたためというのは非常に多いのですが、最初から考えていないということなののでしょうか。そこら辺を教えていただきたいと思えます。

○辻村委員 ただいまの論点の関連質問でございますが、男女別の把握が必要ない、などの理由がついていればまだいいのですけれども、資料6の16ページあたり、文科省から回答されているところに、負担軽減のため、という箇所が随分あります。今後ジェンダー統計をとりましょうという政策があるときに、負担軽減のためという理由はなかなかこれだけでは通らないのではないかと思いますので、もう少し具体的な掘り下げた理由をつけていただいて吟味していただくことが必要かと思えます。

○鹿嶋会長 文科省は、コメントはありますか。

○文部科学省(生涯学習政策局男女共同参画学習課長) 本日は個々の調査を担当している者が来ていないのですけれども、基本的に本当に調査する必要があるのかどうなのか、また、負担という点では確かにおっしゃることもあるのですが、やはり学校現場は非常にいろいろな事務負担があるということで、なるべく負担を減らすという方向にもありますので、いただいた御意見も勘案しながら、さらに検討していきたいと思っております。

○柿沼委員 先ほど男女別の必要がないためというだけに申し上げたのですが、ほかの省庁のものも記入者負担ののだとか、男女別のデータを必要とするような項目になっていなかったという、非常に受身的な部分もありますので、該当するところは全部見ていただければと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 文科省も意見として聞いておいてください。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 厚生労働省さんにお伺いいたします。先ほどの年金の御説明、ありがとうございました。3号被保険者制度について確認といいますか、質問です。短時間労働者の適用拡大の御説明がありましたけれども、専業主婦の方が1,000万人ぐらい今いらっしゃって、一方で、家事活動などの貨幣的価値が向上してきていることを内閣府さんが推計しておりますけれども、3号被保険者制度そのものを何か見直すという議論があるのかないのか。

つまり、短時間労働者を被用者保険に適用拡大していく、また、現実問題として共働き世帯がどんどん増えていくということでもって、そういう形で3号者被保険制度がだんだん小さくなっていくというのが現実的な方向性と考えればよろしいのかどうか。この点が1点質問です。

それから、この場に対する意見ですけれども、厚労大臣が経済財政諮問会議に10月に提出された資料にございますように、短時間労働者の被用者保険への適用拡大が進められていくということはよくわかるわけですが、一方で、そうした適用拡大に対しては、労働需要側つまり企業側の反応というのも当然あるということです。労働政策研究・研修機構さんの貴重な御調査がありますが、ただ、これはアンケートベースの調査です。その結果を見ますと、企業のほうとしては適用拡大にならない範囲の短時間労働者をふやすとか、あるいは短時間で働く方を減らしてその分だけフルで働く方をふやすといった回答が多くなっています。それらの場合はマンアワーの労働投入量は変わらないわけですが、マクロ的には短時間労働者を適用拡大していきますと、雇用自体が減ってしまう懸念もあります。制度改正のやり方によっては女性の活躍する場が減ってしまうということも考えられるので、制度の問題は需要側と供給側の両方をよく考えていかなければいけない問題だと思います。

後段は意見でございまして、前段が質問です。

○厚生労働省(年金局年金課長補佐) 厚生労働省年金局でございます。

3号制度そのものについてどういう議論がなされたかということ。まさに3号制度のあり方につきましても社会保障審議会年金部会でも御議論させていただいております。ただ、3号の検討に当たって、先ほどおっしゃられたように、今、3号被保険者は約1,000万弱いらっしゃいますが、相当その属性がどういう方々がいらっしゃるのかということを検討した資料とかも用いまして、いろいろ多様な属性の方々がいらっしゃる。例えばいわゆる専業主婦世帯の方もいらっしゃるでしょうし、共働きで短時間労働に従事している方とか、あるいは出産、育児のために一時的に離職している者とか、こういった多様な属性の方々がいらっしゃるという中で、なかなかこれを一緒に一気にやるということは難しいのではないかと。ただ、大きな方向性として、これを将来縮小していくという方向性についてはおおむね意見の一致を見ていたところですが、進め方についてさまざまな意見がございまして、その中でまずは先ほどおっしゃられた、例えば短時間労働者の適用拡大、こういったものを進めていくことによって、最終的に3号のボリュームゾーンが縮小していくというような進め方があるのではないかとという意見があったところでございます。

○鹿嶋会長 ほかに。

どうぞ。

○安部委員 今、多様な人が3号被保険者の中にいらっしゃるというお話だったのですけれども、ライフサイクルの中でどのように第3号被保険者になっている期間がどのくらいで、その後、例えば第2号被保険者になることがあるのかどうか、何年後に第3号被保険者に移るのか、そのようなことに関する統計というのはあるのでしょうか。統計ないし記録

を集計したものということですね。これは雇用のことと大きく関連すると思うのですけれども、正社員を辞めたらこれだけ生涯賃金が違う。同じようなことは年金でも起こってくるということがありますので、何かそういうことをわかりやすく示していただくということができたらお願いいたします。

○厚生労働省(年金局年金課長補佐) なかなか個別の3号全てを追っていくことは難しいわけです。例えば今年でちょうど5年に1回の財政検証をやりました。ライフサイクル別に応じたということではないのですが、3号期間の平均期間、こういったものがマクロに見てやっていくとか、こういった結果が出ました。

あとは部会でどういった議論があったかと申しますと、例えばこれも一度離職した後、子育て等を契機として離職しているというか、こういう率が高いとか、あとは所得階層別に3号の状態を見たりとか、こういった状況を見て、ある意味、直接はなかなか判断しづらいのですけれども、3号の置かれている状況というのを確認しながら、3号の多様性を浮き彫りにした、そういった議論をさせていただいたところでございます。

○鹿嶋会長 3号の人たちの中身自体は分析していないのですか。家族状況はわかるのですけれどもね。

○厚生労働省(年金局年金課長補佐) 社会保険の適用の状況とか、あとは所得の状況、そういうものはやっておりますが、例えば一つ一つが3号かどうかという、そこまでの詳細な分析まではまだ残念ながらできておりません。

○大谷委員 法務省に対して、1つは質問で、1点は意見になりますが、述べさせていただきます。

質問は、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しということで、もちろん、選択的夫婦別氏制度、再婚禁止期間、婚姻適齢の話等は、女性差別撤廃委員会からも勧告されているところで、これが重点だというのは次期計画においても変わらないのだろうと思うのですけれども、それ以外の点ですね。この分野の男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しの中の家族に関する法制の整備等と言いますと、女性の生き方がいろいろ多様化している。家族の在り方も多様化しているという中で、女性の視点から見て見直すべき法、社会制度・慣行という、もっと広がりを持ったテーマだと思うのですけれども、例えば私は家族法の分野でやっている中で、嫡出推定の問題ですね。300日から生ずる嫡出推定の問題や、それ以外にも養子縁組の在り方、あるいはそれは法制度だけではなくて社会慣行で、例えばですけれども、里親委託を受けて、その後、養子をするというプロセスの中で、仕事を持って働いている女性が実はその制度の中で養親になりにくいとか、さまざま今挙げただけではなくてあります。特に女性の観点からは、今の嫡出推定の中で戸籍、子供の出生届を出しにくい、そのために裁判手続きが必要といった問題などはよく身近にいろいろ経験されている問題で、そうしたもう少し広いところを今後検討課題とされていないのかという1つ目の質問です。

2番目は、選択的夫婦別氏制度ですが、先ほどからのいろいろ御質問にも出ているので

すが、これはある意味こちらの方で動きを作っていくという以外に解決がないのではないかと思っています。内閣府も法務省もホームページ等で意識啓発の活動をされているのは高く評価と言うと上から目線なのですけれども、感謝しております。

ただ、ホームページ等を見ましても、Q & Aとかは説明ということで、世論調査の結果も説明ということになっています。女性差別撤廃委員会からの勧告を見ましても、これは国民の意識の理解度が進めば実現するというのではなくて、むしろリードしていくという取組が必要だと思っています。さらに女性差別撤廃委員会での日本報告書の審査が来年2月、1つ先ですね。2016年2月ということでもう予定されていますので、そういうタイムラインの中で、この問題についてほかの2つの問題も併せてですけれども、もう少し何かコンサルテーションを進めるとか、有識者の間で具体的などうしたらこの問題を進めることができるのかという。もう少しアクティブな形での進め方というのを検討いただけないかという2番目は意見です。

以上です。

○鹿嶋会長 最初の点についてどうぞ。

○法務省(民事局局付) 法務省民事局の下山と申します。御意見についてありがとうございました。

嫡出推定制度に関する御質問ですけれども、まず子供が出生したという場合には、父又は母が出生の届出をする義務がありまして、この届出に基づいて戸籍を作ることになっております。ただ、中には出生の届出がされないために無戸籍の状態になっている方がおられるということです。このように出生の届出がされない理由といたしましては、婚姻中又は離婚後300日以内に子を出産した場合に出生の届出をいたしますと、戸籍上、子供が夫又は前の夫のお子さんとなってしまいます。このように扱われてしまうことがありますので、このような事態を避けたいと考えたことによるものが多くを占めている、このように承知しているところです。

もっとも嫡出推定制度というものは、お子さんの福祉のために法律上の親子関係、父子関係、これを早期に画定して、家庭の平和を尊重する。こういった趣旨に基づくものでありまして、その内容自体も婚姻中に母が妊娠した子は夫の子と推定するというもので、基本的には合理的なものであろうと考えております。

したがいまして、今日においても嫡出推定制度自体については基本的には維持すべきものであろうと考えております。先般の平成26年7月17日の最高裁判所の判決におきましても、引用いたしますけれども、民法772条により嫡出の推定を受ける子につきその嫡出であることを否認するためには、夫からの嫡出否認の訴えによるべきものとし、かつ、同訴えにつき1年の出訴期間を定めたことは、身分関係の法的安定を保持する上から合理性を有するものということができる。このように判示されたところでございます。

嫡出推定制度に関しまして民法改正を行うべきであるという御意見が存在するということは承知しておりますけれども、そもそも民法改正を行うべきか否かという点、また改正

するとしてどのような制度設計をするべきかという点につきましては、さまざまな御意見があるということです。嫡出推定制度が我が国の家族のあり方に関係する重要な問題であるということに鑑みますと、法務省といたしましては、この問題に関しましては国民的な議論を踏まえた上で慎重に検討していく必要があるのではないかと考えておるところです。

○鹿嶋会長 無戸籍の子供さんというのはどのぐらいいるかというのは推計上は分かるのですか。

○法務省(民事局局付) 一応法務省の方で現在調査をしております、11月10日現在での数字になりますけれども、全国で427人、無戸籍の方がいると把握しております。まだ調査を継続しております、集計できておりませんが、また新しいものがそのうち集計できる予定ではございます。

○鹿嶋会長 これは調査と同時に何らかの救済策ということはどうなのでしょう。

○法務省(民事局局付) 法務省の方で7月31日付けで民事第一課長通達を出しております、こういった調査をすると同時に、こういった戸籍がない方を把握した場合には丁寧な窓口対応を行って戸籍を作るようにという指導、手助けを行っていく。こういったことをするようにということを各法務局などに通知しております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、このあたりで次にいきたいと思っております。どうも皆さん、ありがとうございました。

第2分野は以上で終わりました、それでは、第7分野に移りたいと思います。

まず、法務省から説明をお願いします。

○法務省(民事局局付) 法務省民事局から家族関係につきまして、御質問が3つほどございましたので御回答申し上げたいと思います。

まず、西委員から2つほど御質問をいただいております、1つ目が、離婚届の養育費の分担の取決めがあるという欄にチェックされている、そのような欄があるわけでございますけれども、そのような割合は未成年の子がいる夫婦の離婚のうちどの程度かというところでございます。これにつきましては、そのチェックの状況について、平成25年4月から平成26年3月までの1年間のチェック状況の調査結果につきましては、まず母体となります未成年の子がいる夫婦の離婚届出件数は12万7,560件でございます、このうち養育費の分担欄の取決めをしているにチェックがされているというものが61%に当たります7万7,304件でございます。逆に取決めをしていないにチェックが付されているものは2万6,929件となっております。これらいずれかのチェックがされているというものは、未成年の子がいる夫婦の離婚届出件数の82%に当たります。件数としては10万4,233件という状況でございます。

次に、実際に養育費が支払われる割合というのは増加をしているのかという御質問がございましたけれども、これにつきましては法務省としては残念ながら把握しておりません。

次に、天日委員からの御質問で、国際結婚が破綻した際の子供の扱いを定めたハーグ条約を日本も批准して本年4月に発効していると、皆様御承知のとおりでございますが、この条約につきまして、男女共同参画基本計画のどこかで評価する必要はないのかという御質問でございました。この御指摘のハーグ条約は、父母の一方が他方の了解を得ずに、子を国外に連れ去った場合など、国際的な子の奪取、奪い取るという事案におきまして、子をもともと暮らしていた国に迅速に戻すための国際協力の仕組み等を定めたものでございます。これは大変重要な条約であるということではございますけれども、男女間の性差別に着目をしてこれを是正することを目的としたものではございません。

したがって、男女共同参画基本計画の枠内におきまして条約の批准や、同条約に関する事件の状況等について評価をするという、その必要性は低いのではないかと法務省としては考えておるところでございます。

民事局からは以上です。

次、人権擁護局から御説明を申し上げます。

○法務省(人権擁護局局付) 人権擁護局からお答えをいたします。

資料2-1の10ページでございます。個人に対する支援やサービスの提供ということに関しまして、法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済について、ここに回答として記載させていただきましたけれども、これに関しまして相談担当者研修に男女共同参画のカリキュラムは組まれているのかという御質問がございましたが、これは先ほど御説明しましたものと重複いたしますけれども、相談に当たる人権擁護委員に対する研修として、人権擁護委員男女共同参画問題研修というものを実施しております。この研修におきまして、男女共同参画問題に関する人権相談への対応等をカリキュラムとして組み込んでおります。

また、人権擁護事務担当者に対する研修におきましても、配偶者暴力防止法、DV防止法についての講義をカリキュラムに盛り込むなどしてございまして、更なる内容の充実を図っております。

法務省からは以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省。

○文部科学省(生涯学習政策局男女共同参画学習課長) 文部科学省でございます。

この分野につきましては、生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組ということに関連いたしまして、文部科学省といたしましては、教育費の負担軽減について御説明させていただきます。

資料2-1の5ページのところに文科省の施策を書かせていただいております。経済的な理由によって就学の機会を失うことのないよう、社会全体で意欲ある子供の学びを支えていくということが重要であるということの認識でこの資料2に掲げておりますような教育費負担軽減策に取り組んでいるところでございます。

特に高校無償化制度について御質問いただいたところでございます。この制度につきましてはここにございますように、平成26年度の入学生から所得制限を導入したということでございますが、限られた財源のもとで低所得者世帯への一層の支援を行うということのために所得制限を導入しまして、それにより生じた財源を私立高校に通う低所得者世帯への就学支援金の加算の拡充ですとか、あるいは授業料以外の教育費に充てる返済不要の高校生等奨学給付金の創設などを行うことで、低所得者世帯の支援を充実して生活上の困難の連鎖を断ち切るように努めているというものでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省(職業能力開発局実習併用職業訓練推進室長) 厚生労働省です。ジョブ・カード関係について、まず御説明させていただきたいと思っております。

岡本委員から、ジョブ・カード関係の成果について数字が上がっているが、男女別を把握できているかという御質問につきまして、まず求職者支援訓練関係の就職率につきましては把握しております。具体的には男性よりも女性が高いといった状況ですが、公共職業訓練関係では残念ながら把握できておりません。

2つ目に、鈴木委員から、ジョブ・カード制度の見直しに関して背景、効果などについての御質問でございますが、資料8の具体的に19ページを御覧いただけますでしょうか。現在、私ども研究会で見直し案を、議論いたしております。資料8の19ページ目、20ページ目でございますが、技術革新の進展等に伴い、労働者に求められている職業能力の変化等を背景に、個々の労働者の状況に応じた職業能力開発が必要ではないか、また、多様な人材の希望に応じた必要な分野への円滑な就職支援の充実が必要ではないかという観点で、職業人生を通じた個人主導のキャリア形成、また職業能力の見える化などが重要となっています。こういった背景をもとに、現状でございますが、ジョブ・カードはこれまで100万強交付されておりますが、大半は職業訓練場面での活用であり、マッチングでの活用は低調といった状況です。

これらを背景に見直し案といたしましては、まず最初に個人主導のキャリア形成の対応といたしまして、生涯を通じたキャリア・プランニングのツールとして、具体的には下の方に書いてございますが、個人の履歴とか職業経験の棚卸、キャリアプラン、こういうものをまとめまして、それを踏まえた訓練受講とかキャリア選択等に活用していくものです。

2つ目といたしまして、多様な人材の円滑な就職促進という部分の対応でございますが、職業能力証明のツールとして、具体的には、例えば訓練の成果、仕事ぶりの成果、職務経験などの職業能力証明の情報を蓄積いたしまして、就職の場面で応募書類として活用する、まさに職業能力の見える化を図ったツールという形での見直しが現在議論されているところでございます。

3つ目、松下委員から、ジョブ・カードを採用する企業はどう見ているのか、実際どう

活用されているかという御質問でございますが、これにつきましても業界ごとに職業能力評価基準などに基づきまして評価シートを作成し、訓練の成果等を記載しております。これらにより、企業側から見ますと、雇成型訓練を実施いたします企業におきましては、技能の習得状況の見える化、習得された能力の見える化、また、これを踏まえた技能の向上のためにジョブ・カードが活用されているという状況でございます。

ジョブ・カード関係は以上です。

○厚生労働省(雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官) 厚生労働省家庭福祉課の山本と申します。

私からは、ひとり親家庭の支援施策の状況につきまして御報告させていただきます。資料2-1の4ページ目に施策の取組状況ということで書かせていただいております。ひとり親家庭の支援施策につきましては、4本柱で実施しております、その1つ目が、1つ目のポツに書かれておりますように、保育所の優先入所ですとか、日常生活支援事業、これはヘルパーの派遣とかになりますけれども、こういった子育て生活支援策。2つ目が母子家庭等就業自立支援センター事業ですとか、給付金関係の就業支援策。3つ目が養育費相談支援センターの設置などの養育費の確保対策。4つ目が児童扶養手当の支給などの経済的支援策という形で実施しているところでございます。

御質問のところでいただいておりますけれども、まず、1つ目、岩田委員から御質問いただいております、計画期間中のひとり親家庭の収入の変化及び就業状況の変化というところ。就業支援施策で効果を上げているものは何かという御質問をいただいております。

計画期間中のひとり親世帯の所得状況ですが、国民生活基礎調査を見ますと、平成21年～平成24年、総所得の状況といいますのは、平成21年が262万円という形でしたが、平成24年は243万円という形で減少傾向という形になっております。

就業状況につきましては、平成23年の全国母子世帯等調査、これは5年に1回実施しておりますけれども、これに基づきますと母子世帯のお母さんの就業状況が平成23年は80.6%で、正規の職員が39.4%、非正規が47.4%という形になっております。これは平成18年、5年前の調査と比較いたしますと、平成18年は84.5%が就業しております、正規が42.5%、パート・アルバイトが43.6%という形になっておりますので、パート・アルバイトの就業形態が増加しているという傾向が見て取れるところでございます。

就業支援策として効果を上げているものというところにつきましては、看護師や保育士などの資格を取得するために養成機関で就学する際に、住民税を非課税世帯ですと月額10万円、住民税の課税世帯では月額7万500円、これを上限2年間支給する高等職業訓練促進給付金事業、これが非常に効果を上げていると考えているところでございます。

鹿嶋委員から御質問がありました、母子世帯、父子世帯の自立支援での最大の課題、貧困の世代間の連鎖が断ち切れているのかという御質問、非常に難しい御質問だと認識しておりますが、最大の課題というところは、まず何よりも就業による自立の支援、これは子

供の貧困対策の一環もございまして、就業による自立支援、親の経済状況で子供の生活が影響を受けないようにするといった、子供の貧困対策の観点というのが非常に重要になってくると考えているところでございます。

こうしたところから厚生労働省としましては、来年度の予算、概算要求では、まず親の学び直しの支援。これはさまざまな正規雇用につく際に、高卒程度の学力が必要であるといったところが多うございますので、まず高卒程度の認定試験の受験講座、受験の促進のための施策を打ちたいと考えているところでございます。

もう一点、子供への学習支援というところで、現在、母子家庭とひとり親家庭の子供に対しまして学習支援のボランティアの派遣事業などを行っておりますけれども、こういったところを拡充していきたいと考えているところでございます。

養育費の関係でいろいろと御質問いただいております。まず、先ほど法務省から御質問いただいたときに取決めのところは御説明いただいておりますが、養育費を受け取っている母子世帯の比率というところは、この4ページ目の下のところに書かせていただいておりますけれども、養育費を受け取っている母子世帯の比率は、平成23年度の値ですが、19.7%となっております。平成18年度が19%ですので、ほとんど横ばいという形になってございます。立替払等ができないのかといった御質問をいただいておりますが、スウェーデンとかでは養育費の立替払制度というのは導入されておりますけれども、返ってくる割合、償還率が4割程度ということで、6割ぐらいは国費で補てんしているというような状況だと承知しております。こういったところ、財政的な課題、立替払となりますと徴収体制というところの組織体制といったところの課題が非常に大きいかなと考えておまして、我々としまして、まずしっかり離婚前に養育費の取決めを促進するといった施策を重点的に考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○厚生労働省(年金局年金課長補佐) 厚生労働省年金局の岡野と申します。

資料2-1の1ページのところ、アの社会保険の適用拡大について御質問いただいております。基本的に社会保健の適用拡大につきましては、先ほどの質問と重複いたしておりますが、特に審議会とかで労働需要や労働供給の影響についてどのような議論がなされているかということでございまして、先ほど御紹介した補足資料の中でも資料が一部入っておりますが、例えば事業主あるいは御本人に適用拡大が与える影響調査というようなアンケート、こういった調査を参考にしながら審議会で議論させていただいたところでございます。

あと、もう一点、恐らく同じ一体改革関連法の中で措置した受給資格期間の短縮の関係についても御質問いただいております。これが今27年10月からの実施ということで法律上なっておりますが、これが先送られた場合の影響という御質問ですが、一応当時、受給資格期間の短縮につきまして、一体改革の中で法律を検討しているときのおりでございますが、既存の年金記録を用いて推計を行いまして、65歳以降の方で、要は受給資格

期間を短縮することによって新たに17万人の方が年金を受給することになるのではないかと
という推計を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、国土交通省、お願いします。

○国土交通省(住宅局住宅総合整備課課長補佐) 国土交通省住宅局の川崎と申します。

住宅局のほうからは、2つの施策について御説明を申し上げます。

まず、1つ目の施策でございますが、資料2-2の9ページを御覧いただければと思います。
公営住宅のほうが優先入居の関係でございます。公営住宅につきましては、公平性の
観点から公募というのが原則になっております。この優先入居制度というのは、住宅に
困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い方々について、地域の事情を踏まえまして、
事業主体であります公営住宅を管理する公共団体さんの判断によりまして、入居者選考に
おいて優先的に取り扱うというものでございます。

我々国交省としても、これらの優先入居の取り扱いを行うのが適当と考えられる世帯と
か、方法について適切な運用を図るよう公共団体さん宛に通知を発出したところでござい
まして、例えば母子世帯や父子世帯などの世帯についても通知の中で例示させていただ
いております。

この関係につきましては、鈴木委員のほうから御質問をいただいております。母子家
庭等の公営住宅の入居実績の推移などということで御質問をいただいております。先ほど
の資料の一番下の4番のところに、優先入居の実績ということで、これは我々24年度末と
いうのが把握している中で直近でございますが、2万8,662戸というのがございます。推移
ということでございますので、ちょうど3次計画が22年度からだと思っておりますので、例えば
22年度末も同じ数字でございますが、2万8,171戸、23年度末については2万8,203戸とい
う数字になっているところでございます。

以上でございます。

○国土交通省(住宅局安心居住推進課課長補佐) 引き続き国土交通省の住宅局の清田と申
します。よろしく申し上げます。

資料のほうは2-2の25ページになります。母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い
子育て世帯について、子育て世帯との民間住宅への円滑な入居に係る取組に関して、3名
の委員、田辺委員、岡本委員、鈴木委員からほぼ同じような内容の質問をいただいております。
質問の内容といたしましては、母子世帯、父子世帯、子育て世帯に対してどのよ
うな体制で国土交通省として支援をしているのか。また、もう一点、実績はどのようにな
っているのかということで質問いただいております。この点について回答をさせていただきます。

子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の円滑な入居に関して、まず、地方公
共団体や不動産関係の業者、それと支援団体とが連携して、各地方公共団体を中心に居住

支援協議会という組織を設立しております、こちらのほう、平成26年7月末現在で45の居住支援協議会が立ち上がっているという状況でございます。こちらのほうの協議会では、住宅確保要配慮者に対して住宅情報の提供、相談サービス等を実施している。この取組に関して、国土交通省では補助金という形で支援をしているということになりまして、この協議会を通じて、民間の賃貸住宅の承諾を受けた場合については、高齢者住宅財団というところの保障制度、要は通常連帯保証人は個人の方がなるケースが多いのですけれども、そういった個人の保証人を見つけられなくても、こういった高齢者住宅財団という家賃債務保証という制度で保証人のかわりとして保証人をつけられるということになっております。

それ以外にも、神戸市の居住支援協議会では、民間事業社と連携をして、同じように連帯保証サービスを実施しているという取組をやっている居住支援協議会もございます。実績に関して申し上げますと、入居支援活動が活発な鳥取県においての実績を申し上げますと、子育て世帯の相談件数28件を含む189件の相談がありまして、それに対して143件が入居まで至っているということですので、およそ7割～8割が実際入居まで至っているということございまして、協議会の活動というのが住宅確保要配慮者の居住の安定確保に寄与しているのではないかと考えております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

○大谷委員 法務省と厚労省に養育費についての質問です。協議離婚、離婚届の中に、取決めの有無についてチェックする項目ができて、そのチェックする率、取決めがある率が上がっているということは大変喜ばしいと思っているのですけれども、前提としてまず確認なのですが、このデータですが、協議離婚による離婚のとき以外の、例えば調停離婚ですとか和解離婚、裁判離婚でも、届出自体には離婚届用紙を使って届出をします。ここでとられているデータというのは、それらも含んで前提とするのかという質問です。

といいますのが、普通、調停離婚は和解離婚、裁判離婚ですと、大体調停委員と弁護士等からの助言もあって、養育費については、まずその中で取決めが行われるという現実があります。問題は、むしろ我が国における離婚の約9割を占めている協議離婚において、果たして当事者間で取決めがあるかどうかというところが重大な問題なのだろうと思っていますので、まずデータの前提を教えてくださいというのが1点です。

関連しまして、先ほどの法務省と厚労省からの御説明にもあったのですが、取決率は上がっているのですけれども、現実に払われている率はまだなかなか伸びていない。離婚前に取決めを促すという1つの方策を厚労省の方からお示しになられたのですが、実務の現場で見えますと、合意があっても、皆さん御存じのことだと思えるのですけれども、公正証書にしていなかったか、あるいは公正証書にしたとしても、結局払われないときには強制執行等が必要ですので、最低でも公正証書にする。若しくは、本当でしたら、やはり調停

調書にするみたいなことの促しというのが必要だと思っていて、そういった取組というのは今後考えておられるのかどうか。あるいは公正証書にするとはいましても、その案内、情報提供とかをどうしていくのか。場合によっては手数料とか開いている時間等のことで使いにくいといったようなことが現実にはないのかどうか。

あるいは細かい話で恐縮ですが、御相談に来られる方の中には、離婚が大変で終わってからかなりたって実際に生活を始めてみてから養育費を請求しようということで御相談に来られる。ところが、今の家庭裁判所の実務では、過去の養育費というのは請求できない。申立時、請求時からしかできないということで、それを知ってすごくショックを受けられる方が多いです。そうした情報提供等を今後どういうふうにやっていくべきかみたいなことについて、法務省なのか、厚労省がお考えなのか、教えていただければと思います。

以上です。

○法務省(民事局局付) 法務省の民事局でございます。

まずデータについての前提としてどういった範囲のものかということです。正確なところに関しましては留保いたしたいのですけれども、離婚届が出された窓口においてチェック数が何パーセントかということだけですので、届出が出された離婚届全てが母数になっているものと考えられます。

続きまして、御質問の次の点で養育、確保についてですね。最後の点の家庭裁判所の実務において、養育費が請求時からしか認められないことが大半であるというところなのですが、なかなかそういった実務が多いということ自体、私も個人的には承知しておりますけれども、それを法務省としてこういった運用がどうも家庭裁判所でなされているようだからどうしたほうがよろしいのではないかとということを経済省として御報告をするとか、そういったことは難しいかなと思います。

というのは、やはりそれはあくまでも家庭裁判所の運用の問題というところが前提になってきますので、裁判事項に係るところになってきますので、なかなかそれを前提としてこういった問題点があるということを明示していくのは難しいのかなという点はございます。

○鹿嶋会長 厚労省も回答しますか。

○厚生労働省(雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官) 厚生労働省でございますが、まず、私どもでは養育費の相談支援センターというのを開設しまして、養育費の確保に関する相談を受け付けておりますけれども、この相談の時期を見ますと、大体6割ぐらいが離婚した後に相談するというケースが多くて、離婚前は3割ぐらいになっているという現状がございます。なので、我々としましては、離婚前にきちんと相談に来ていただく、相談をするというのが重要だと思っていて、先進的な自治体さんとかでは、離婚届を渡すときに養育費の支払い、受取の口座ですとか、面会交流も含めた、そういった取決めをそのまま持って行くとほとんどすぐに公正証書にできるような書類と一緒に渡して、リーフレットとかも一緒に渡しているような自治体さんがございます。別に

それが離婚届の受理要件となっていないのですけれども、そういった形で離婚の前に養育費の取決めなどを促す取組をしている自治体さんがございますので、そういったところの事例を収集しまして、各自治体に周知するといった形でまずは始めていきたいなと思ってるところでございます。

以上です。

○鹿嶋会長 同じ関連で厚労省に聞きたいのですけれども、確かに公正証書を作るのはいいのですけれども、まだ19.7%というのは余りにも低いですね。国によっては、国が立替払して後で取り立てるということもあるので、そういうところまでの検討というのはまだ視野に入っていないですか。

○厚生労働省(雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官) 先ほどちょっと申し上げましたけれども、立替払はスウェーデンで入れられている制度でございまして、償還率が非常に低いところがございます。実際にこれをやるとなりますと、1番のネックになりますのは、我が国の場合は協議離婚がほとんどだと、85%ぐらい協議離婚だということがございますので、そういったところにこれをどういうふうに適用していくかというのが非常に大きな課題であるというところ。それから、財政的にもきちんと精査をしているわけではないのですが、単純にお金を補填するだけでも、多額の国費が毎年必要になってくるケースが考えられるというところがございます。さらに取立てのときに人件費はどうするか。別の組織を立てるのかとか、そういったさまざまな大きな課題がございますので、そこは現時点で難しいと今は考えているところがございます。

○辻村委員 法務省さんのただいまの回答なのですが、実態把握はしておりませんということで、法務省は運用については関わらないということのようです。しかし、諸外国では国家による強制取立てとか、積極的な方法も立法によって採用するなど、何かをやっていく傾向が認められていますから、法務省さんにも少しそういう検討もしていただいたほうがいいのではないか、という感想が1つです。

先ほどのハーグ条約も同じで、男女間の差別の問題ではないから法務省は関わらない、実際の把握は全くしていないというところで終わってしまっているのですけれども、この条約の批准の際に問題になったのは、結局DVとか虐待だとか、そういった問題が背後にあるからだと思いますので、どこかで実施状況の評価をしなければいけないですね。第9分野のところでもDV絡みで質問を出させていただくかもしれませんけれども、やはりどこも実態調査もしないでいい、という回答では済まない状況ではないかなということを申し上げます。

○鹿嶋会長 なるべく短めにお願いします。

○大谷委員 短くします。養育費の国家の取立てですね。公的扶養か、私的扶養かは大きな議論ですので、そこに至らないまでも、私的扶養の範囲でもほかの諸外国では例えば今勤務先、収入の把握というのが個人に任せられていて非常に難しいのですけれども、そういったところから改善していくとか、いろいろやれることはあると思いますので、御検討

をお願いしたいと思います。

○末松委員 子供の貧困への連鎖を断ち切るというところで、学習支援のボランティアとかいろいろ御提案、そういうこともやっているという御説明をいただいたのですが、実際に基礎自治体においてくると、なかなかボランティアで手を挙げていただきにくいというような状況がございますので、それぞれのひとり親家庭へ入ろうと思うと、学生さんとどう連携するかとか、大学とどういうふうに関係をしていくかということがあろうかと思えますので、もう少しその辺も細かく支援をしていただきやすいような、そういうような施策も入れていただければと思います。

もう一点、住宅の関係で、3回連続だったか、24年と22年との数字があったと思うのですが、優先入居の実数が、数が変わっていないということは、多分1回入居すると長いことそこに住みつくとか、いってしまうというような状況が私ども自治体の中でも見受けられるのですが、そうなる、今、どちらかという公共の住宅を建てない自治体、なるべく公営住宅を減らそうという動きになってきている中で、この数がずっと横ばいになるということは、多分これは将来的にも変わっていかないのかなと思います。

イコール、公営住宅を建てないことになると民間の方にシフトをしていくということになりますので、先ほどもう一つの居住支援協議会の方で連帯保証の問題が多分大きくかかわってくると思うので、その辺の連帯保証人の問題をもう少し住居者の皆様とか自治体の方にも支援をしていただけるようなメニューにさせていただくと、民間の方にもシフトがしやすいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

プラス、空き家が増えていきますので、空き家対策とこちら辺が関連できないかというようなことも含めて、もし検討していただければと思いますので、お願いします。

○鹿嶋会長 最後は国交省ですか。何かコメントはありますか。これで第7分野は終了します。

次に、第8分野に移りたいと思います。では、内閣府から説明をお願いします。

○内閣府（共生社会政策担当障害者施策担当）内閣府の共生社会政策担当の障害者施策担当をしております荒木と申します。

内閣府の共生社会の担当の部分で、第8分野では2の障害者が安心して暮らせる環境の整備、ア、総合的な障害者施策の推進及び、イの障害者の自立を容易にするための環境整備ということで、資料3-1の15ページと18ページになります。簡単に説明いたします。

まず、総合的な障害者施策の推進ということでございますけれども、障害者施策の方では、25年9月に障害者基本計画（第3次）を策定いたしました。この中で、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意した支援の必要性などについて記載しております。

また、23年に障害者基本法を一部改正しております。その後、24年、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法等の策定、その他種々の国内法の整備を行いまして、26年1月、今年の1月に障害者の権利に関する条約を批准い

たしました。この条約の中には、第6条として、障害者のある女子といたしまして、締約国は障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に共有することを確保するための措置をとるなどの条文になっております。

イの方ですけれども、こちらは障害者基本法において性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた施策を実施することということについて書かせていただいております。

委員からの御質問でございますけれども、第8分野2のアに関して、二宮委員から御質問がありました。その中で参加や参画という点からの取組の事例の情報について教えていただきたいということだったのですが、障害者基本法に基づいて設置されております障害者政策委員会というものがございます。こちらは委員の構成として、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命することとなっております。

今、現在動いております政策委員会の委員28名のうち、女性委員は10名で、障害のある方は12名で、女性である障害のある方というのは2名という構成になっております。この障害者政策委員会は、障害者の自立及び社会参加の支援のための策定している障害者基本計画に関して実施状況を監視し、必要があると認めるときは内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて各関係大臣に勧告することとされているところです。

簡単ですが、以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、総務省、お願いします。

○総務省(情報流通行政局情報通信利用促進課課長補佐) 総務省の岡崎でございます。

第8分野の資料3-1で申し上げますと、7ページ、10ページ、19ページで、各々、「高齢男女の生活自立支援」、「良質な医療・介護基盤の構築等」、「障害者の自立を容易にするための環境整備」に含まれる事業でございます。具体的には、「通信放送分野における情報バリアフリー促進支援事業」という助成事業でございます。社会的な要請・需要はございますが、十分な市場が見込めない等の理由から、基礎的な技術としては既に完成しているものの実用化までには至っていないような技術・サービスについて、実用化のための研究・開発する者に対し、助成金を交付してその取組を支援する事業でございます。この事業は、誰もがICTの恩恵を享受できるよう情報バリアフリー環境の整備等を促進することを目的とする事業でございます。

この事業に関しましては鈴木委員から御質問が寄せられております。その御質問というのが、「この事業に対して高齢者のバリアフリー化に貢献したということであるが、具体的に医療・介護基盤の構築という観点からはどのような障害が取り除かれたか」というものでございます。この事業は、特に医療・介護というところに特化したものではございませんが、高齢者や障害者にとって使いやすい機器等の開発を行うことで、介護現場や医療現場において被介護者あるいは介護者の支援につながると考えております。

この事業の実績例を御紹介しますと、「高齢者、障害者へのサービスレベル向上のための訪問介護支援システム研究開発」という事業を支援したことがございます。これを御説明いたしますと、ヘルパーさんが介護先に行きまして、訪問介護記録書が作成されます。今まではずっと手書きで作成されていたのですが、デジタルペンを使って作成するとデータとして電子化され、それがサーバーに蓄積されます。次に別のヘルパーさんが当該介護先に行く際に申し送り事項を送信したり、あるいは最初のヘルパーさんが会話した内容、例えば野球の話をしてデジタルペンでその話題を記録すれば、「野球」をキーワードにネット上の野球のトピックスを次のヘルパーさんに送信して、被介護者とのコミュニケーションの活性化を支援したりすること等が可能となるシステムでございます。

この例では、ヘルパー作業の効率化や介護者と被介護者間のコミュニケーションが向上したということで、障害を取り除くというより、効率化やサービス品質の向上に貢献する事業ではないのかと考えているところでございます。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

文部科学省、お願いします。

○文部科学省(生涯学習政策局男女共同参画学習課長) 文部科学省でございます。

この第8分野につきましては、文部科学省といたしましては、資料3-1でいいますと2ページのところに高齢者の生涯学習の推進、20ページのところで障害のある児童生徒についての教育の充実、25ページのところで外国人児童生徒等の教育の充実といったところを記載させていただいております。

御質問といたしましては、性的指向を理由とする偏見、困難等の解消のための人権教育の推進について御質問いただいたところでございます。文部科学省といたしましては、人権教育啓発に関する基本計画ですとか、あるいは第3次男女共同参画基本計画などの趣旨と、それを踏まえた生徒指導ですとか人権教育の担当者が集まる会議等を通じて周知等に努めているところでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省(年金局年金課長補佐) 厚生労働省年金局でございます。

第8分野の1の高齢者が安心して暮らせる環境の整備の関連で年金に関して何点か御質問いただいたので答えさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、高齢女性の貧困の背景として低年金、無年金が大きな問題ではないかという点について御質問いただきました。社会保険制度という枠組みの中で年金制度をやらせていただいておりますが、その中でとれる対策として、先ほどの社会保障・税一体改革の中で、先ほど御紹介した短時間労働者の適用拡大であるとか、あるいは消費税率の増収分を財源とするものですが、受給資格期間の短縮あるいは福祉的な給付として

年金生活者支援給付金の創設などの措置を講じているところでございます。あとは事前に無年金、低年金の発生を防止するという観点から、実務の観点からも環境の整備であるとか免除といった措置もございますので、そういったものは確実に実施されるような特則など、就労対策の強化なども実施しているところでございます。

もう一点、遺族年金に関しまして、遺族厚生年金等、男女による取り扱いの差が残っていることについてどのような検討がなされているかということについて御質問がございました。この遺族年金制度に関しまして、年金部会で議論してございます。この遺族年金に関しまして問題意識といたしましては、もとより遺族年金というのは残された遺族の所得補償の観点から行う制度でございまして、従来は男性が働くという前提の中で、そういったモデルが色濃く残った制度ということはあるのですが、そうした中で共働きが一般化していく中でどういう方向の見直しができるかという観点から議論をすすめているところではございます。

ただ、社会保険の適用の中で見てみますと、共働きが進んでいると申しましても、先ほどもございました3号の方々がかなりまだたくさんいるという状況も見て、そういう状況も見ながら議論を進めている単に男女の差を解消するというだけではなくて、実態を見ながら議論を進めていくという形で議論が進められているところでございます。

以上でございます。

○厚生労働省(雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官) 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課でございます。

私どもには、外国人が安心して暮らせる環境の整備の中で、婦人相談所の機能が十分なのか、相談員の専門性の確保についてという点と、外国籍のDV被害女性に対する支援について御質問いただいておりますので、御回答させていただきます。

まず、婦人相談所についてでございますが、婦人相談所は売春防止法に基づきまして各都道府県必ず1カ所は設置されておまして、DVなどに関します相談ですとかカウンセリングや情報提供などを行っているところでございます。この婦人相談所につきましては、一時保護などの要する経費について、国は助成を行っております。

平成25年度には、婦人相談所によって受けるサービスの内容に格差が生じないように、各婦人相談所での業務の標準化、向上等を目的といたしまして、支援上の留意点などを記載しました、婦人相談所ガイドラインというのを各都道府県に発出したところでございます。相談員の専門性の確保の点につきましては、厚生労働省としましては、さまざまな課題を抱えて来所される相談者に対しまして、婦人相談員が適切に対応できますように、その婦人相談員の専門性の確保を目的としまして、厚生労働省主催で研修会というのを開催しておりますし、また、各都道府県が実施する研修会の開催に要する経費等につきましても補助を行っているというところでございます。

外国籍のDV被害女性に対する支援というところでございますが、厚生労働省ではDV被害女性の心情に配慮した通訳が行えるように、通訳者を対象にしましてDVなどに関する専門

的な知見を養成するための専門研修というのを実施しているところでございます。通訳者は婦人相談所に常駐しているというわけではございませんので、外国人女性が婦人相談所に来た場合、必要に応じて支援に当たっているという状況でございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続きまして、国交省、お願いします。

○国土交通省(総合政策局公共交通政策部交通計画課課長補佐) 国土交通省公共交通政策部の高桑と申します。

資料3-1の17ページの施策に関連しまして、岡本委員より質問を頂戴しておりますので、これにお答えさせていただきます。

質問の内容でございますけれども、バリアフリー化、これ自体は進んできている実感があるが、一方で、人口減少などの理由から、公共交通機関の削減ですとか、廃止で、移動手段に困難を生じている地域がある。こうしたことについてどのような対策がとられているのかという御質問でございました。

これに関連して、補足説明資料の資料9を用いてお答えさせていただきます。まず、資料9の1枚目でございます。

岡本委員御指摘のとおり、人口減少ですとか少子高齢化が加速的に進展する中で、特に地方部、こちらにおいて公共交通ネットワークの縮小ですとか、サービス水準の一層の低下、こちらが問題となっております。免許を保有していない、あるいは自由に使える車のない高齢者や障害者の方にとって地域公共交通は欠くべからざる存在であって、維持確保を図ることが重要であると認識しております。

それを受けて、補足資料の2枚目でございますけれども、このような状況に対応するため、法律として地域公共交通の維持、活性化、再生を図るための法律というのがこちらにあるのですけれども、これを本年の5月に改正して11月から施行しております。こちらで地域公共団体が中心となってまちづくりと連携した地域の公共交通ネットワーク全体を形成するための地域公共交通網の形成計画と言われるようなマスタープランでありますとか、あるいはそうした地域公共交通の再編、路線網の再編等を進めるための地域公共交通の再編実施計画と言われるような仕組み、こちらを創設したところでございます。

また、予算面につきましては、資料の3枚目となりますけれども、地域公共交通の確保維持改善事業と呼ばれる事業がございまして、これは1、2、3と数字がございまして、地域の特性に応じた生活交通の確保維持、これはバスの運行の補助等でございますとか、あるいはバリアフリーを含むような快適な安全な公共交通の構築でございますとか、あるいは地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組の支援ですとか、こういったことを行っております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

以上ですが、質疑に移りたいと思います。

○大谷委員 これは第8分野全般にかかわるのですが、同時に第7分野にもかかわります。項目は、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備ということなのですが、何かこういう方たちが法的な問題に当たったときに、その相談がしやすいかどうかという観点からの質問というよりはお願いになります。こういう方たちが例えば司法アクセスということで人権擁護委員とか、もっと端的にいいますと弁護士等に相談をしようとする場合なのですが、収入がある基準以下ですと無料で法律相談を受けられるという総合法律支援法のもとでそういう制度がございます。

ところが、弁護士の事務所に基本的には行かないと、行って面談相談をしないとこの無料相談というサービスが受けられないという、現在、そういう運用になっています。法務省さんはお帰りになられて、法務省さん管轄の問題を私が事前に質問を出していなかったので申しわけないのですが、これが非常に高齢者の方で御自宅から外へ出るのが困難だ、障害者の方も同じような問題があります。外国人の方も同じような問題がありまして、先ほどから通訳の問題があるのですが、全国的に非常に差がありまして、通訳がない地域の方が通訳を伴って法律相談しにくいということは非常に難しいみたいなきがある中で、私ども東京でそういうことを専門にしている弁護士に相談したいという場合に電話相談になったりします。それが今無料で相談が受けられないのです。このことは、こういう方たちが安心して暮らせる環境の整備の中で非常に基本的な問題だと思っていまして、それは先ほどの貧困母子家庭とか、子供さんがいらっしゃるお母さんも同様に子供を連れて相談に行けないといった現状がありますので、ここは是非改善を求めたいと思っている点です。

以上です。

○鹿嶋会長 意見としてでいいですね。

○大谷委員 はい。

○鹿嶋会長 ほかに質問、意見はよろしいですか。ありがとうございました。時間の関係もありますので、今度は第11分野に移りたいと思います。

文部科学省から説明をお願いします。

○文部科学省(生涯学習政策局男女共同参画学習課長) それでは、説明をさせていただきますと思います。

第11分野につきましては、教育・学習の充実という分野でございまして、文部科学省におきましては、第3次基本計画等に基づきまして学校教育、社会教育を通じ、男女共同参画を推進するための教育・学習の推進、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実、さらには学校教育の分野における女性の参画拡大といった方向からの取組を行ってきたところでございます。

まず、学校教育につきましては、児童生徒の発達段階に応じまして個人の尊厳ですとか男女平等に関する教育の充実に努めているところでございまして、人権の尊重あるいは男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図っている

ころでございます。

また、社会教育における男女共同参画に関する学習機会の充実にも努めているところでございまして、そのため、特に国といたしましては独立行政法人国立女性教育会館におきまして、地域における男女共同参画の推進を担うリーダーの育成ですとか調査研究等を行うとともに、多様な選択を可能にする教育学習の機会の充実ということで、キャリア形成支援に係るセミナーの開催ですとか、ロールモデルの提示等を行って、女性の多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実を図っているところでございます。

本項目につきましては、時間の関係もございまして、特に御質問の多かったキャリア教育と教育分野における女性登用につきまして加えて説明をさせていただきます。

資料4-1の4ページのところでキャリア教育について触れさせていただいておりますけれども、キャリア教育につきましては、文部科学省においては性別にかかわらず多様なキャリアを形成していくことができる能力ですとか、態度を培うとともに、生涯の各ライフステージの特徴ですとか、課題等についての指導等の充実を図っているところでございます。

具体的に進め方といたしましては、例えば小学校であれば職場見学ですとか、中学校での職場体験、高校あるいは大学ではインターンシップといった体験的な学習活動を子供・若者の発達段階に応じて体系的に進めるということと、あるいは制度の面でも経済、社会の仕組みですとか、労働者の権利・義務等についての理解を促進するといったことも併せて実施しているところでございます。

また、8ページのところで、教育分野における女性の登用について書かせていただきました。これについても質問いただいているところでございます。この基本計画におきましても、初等中等教育機関の教頭以上及び大学教授等に占める女性の割合を2020年までに30%にするという成果目標を掲げられているところでございまして、文部科学省としてもこの目標の達成に向けて、女性管理職の登用に関して、各教育委員会ですとか、各国立大学法人あるいは私立大学等に対して要請を行っているところでございます。

例えば教育委員会におきましては、働きやすい環境づくりですとか、女性教員の相談に応えられる体制の整備あるいは中堅女性教員を対象としたセミナーを実施するといった、それぞれの教育委員会で工夫した取組が行われているところでございますし、各大学等におきましても、男女共同参画推進に係る目標ですとか、行動計画等の策定ですとか、組織の設置あるいは仕事と家庭の両立支援のための諸制度の整備等が進められているということをご承知しておきまして、文部科学省としてもそうした取組への支援ですとか、助言等に努めているところでございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

質問等を受けたいと思いますが、どうでしょうか。

○渡辺委員 キャリア教育について御発言がありましたので是非意見として言わせていた

できます。いろいろなキャリア教育に関する仕組みや講習会あるいは講演会等をされていますが、一体どれぐらいの生徒、学生に対して届いているのかという定量的な把握を是非しながら進めていただきたい。多分現在の状況では十分ではない、一部の生徒、学生にしか届いていないと思いますので、ここを一体どれぐらいに上げればよいのかということも是非考えて進めていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

私も1つ質問があるのですけれども、教育分野の女性の登用の中で教員ですね。小学校の教員は女性が7割を占めていて、校長、教頭以上、これが2割、中高になっていきますと女性が4割ぐらいを占めますか。それでも女性の教頭、校長になると7%台。そうなってくると、先ほどおっしゃった働きやすい環境とか、相談体制の整備だけでは間に合わないような、要するに女性を登用することへの抵抗・偏見があるのではないかという気もしますが、どうですか。今後どうすればいいですか。

○文部科学省(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職) 文部科学省初中企画課でございます。

今、御質問いただいた点、女性教員の管理職への登用の際に少しネガティブな対応がとられているのではないかという御質問かと思っておりますけれども、文部科学省の方で2011年に委託調査でやった調査によりますと、小学校だと約7割の自治体で管理職試験の志望者の女性の割合が20%以下になっております。中学校段階でございますと、約7割の自治体で9%以下しか女性の志望者の方がいらっしゃらない。高等学校の場合だと約6割の自治体で6%以下しか女性の志望者がいらっしゃらないということで、そもそもの管理職を志望される女性の教員というものが少ないという現状がございます。その背景を探ったところによりますと、女性の教員の方々が管理職の働き方を見ておりまして、特に教頭先生ですね。事務処理等でかなり多忙を極めてらっしゃいまして、育児と家庭と仕事との両立というものが困難ではないかという意識のもと、なかなか管理職を志望していただけない。

実際に管理職試験があった段階ではあくまで能力実証に基づいて、差別があるような状況ではないのですが、そもそもの志望者が少ないという状況になっております。この点に関しては、文部科学省といたしましても管理職のあり方も含めて、今、中教審の方にチームとしての学校のあり方というものを諮問しておりまして、具体的にどのような事務処理の分担ができるかとか、学校の組織体制というものを見直すというところで、勤務負担軽減という観点から取り組んでいけたらと考えております。

○鹿嶋会長 女性にとって管理職は魅力がないとなってくると、202030の達成が難しいですね。なかなか大変ですね。

○文部科学省(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職) 今、御説明いたしましたように、チーム学校としてその学校全体の負担をどう考えていくかということも含めて検討していきたいと思っております。

○高橋委員 親になるための準備教育が少子化対策として重要だという観点から2点御質

間をさせていただきます。

まず、1つは、保護者に対する学習機会の提供というものは72.5%の自治体で実施されているということですが、これから親となる者などを対象とした家庭教育に関する学習機会の提供の進捗状況はどうなっているかということがまず第1点目に御質問したいこととさせていただきます。

次に、初等中等教育の充実というところで、男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実ということが施策の中に含まれているわけですが、少子化との関連で家庭科の教科書について質問したいと思います。

家族、家庭の意義というものを理解させ、家庭を創造する能力を育てることなどが家庭科の目標に含まれているわけですが、家庭科の教科書の中には、結婚しなくともよい、子供を持たなくてもよいなどの考え方を強調する記述が散見されますが、もちろん結婚も出産も個人の決定に基づくという基本的視点に立った上で、結婚や出産の公的な意義についても教える必要があるのではないかと思います、この点についてどのようにお考えでしょうか。

以上、2点でございます。

○文部科学省(生涯学習政策局男女共同参画学習課長) 1点目でございますけれども、親になるための教育ということについては、先ほどおっしゃったような統計としてということではございませんけれども、やはり家庭科あるいは家庭科の中に子供と触れ合う機会ですとか、幼児への関心を深める、あるいは家庭をつくっていくことについて重要性を考えるというようなことが盛り込まれておまして、その中で例えば子供が幼稚園・保育園に行き経験するとか、子育てをしている親が来て話を聞くといった試みもしているところでございまして、そういった中で親になっていく子供の教育というのも充実しているところでございます。統計的にどこまでかというのは今持ち合わせてございませんので、失礼いたします。

教科書についてのお問い合わせでございますけれども、これも委員御指摘のように、学習指導要領において、家族、家庭として家庭を築くことの重要性について考えさせるというような記載がされているところでございます。ただ、教科書自身は、委員も十分御案内のように、民間が創意工夫を生かして編集を行うということでございまして、学習指導要領に基づきましてどのように記述するかは当該図書の判断、著作者等の判断ということでございまして、その上で教科書検定があるわけですが、その学習指導要領に示す学習内容が記載されているか、明らかな誤りや著しくバランスを欠いた記述がないか等について、前後の文章も含めて、その全体として総合的な観点から御判断いただいているところでございまして、御指摘の記述につきましても、このような観点から、専門家から構成される審議会の審議を経たものであると認識しているところでございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

どうぞ。

○天日委員 1点お尋ねします。これから道德の教科についての動きが今進んでいるわけですが、その中で男女共同参画というものをどういうふうに教えていくか。その辺は今どのようなお考えでいらっしゃいますか。

○文部科学省(生涯学習政策局男女共同参画学習課長) 申しわけございません。本日、直接の担当が来ておりませんが、道德におきましても進んで家の手伝いをして、家族の役に立つ喜びを知るですとか、協力し合っって楽しい家庭をつくるですとか、男女協力してつくっていくということも含まれているものと承知しております。より詳しいところは直接の担当でございませぬので、申しわけございません。

○鹿嶋会長 時間がないのもうそろそろ。

どうぞ。

○辻村委員 文科省の方で大学院進学率における男女差についてどのように理解し、対策をしておられるか、お聞きしたいと思います。経済格差については、授業料減免などの方法で支援しているようですが、私が伺いたいのは、大学院の女性の進学率がほとんどここ10年、20年見ましても増えていないことです。何か、ジェンダーバイアスといったものがあると思われまますので、財政的支援だけではないのではないところで、何か対策をお考えいただきたい。これは第12分野でお答えいただいても構いませんけれども、結局女性研究者が増えない背景に、高等教育在学率の国際比較で日本が先進国ではかなり位置にある事に原因があるのではないかと思いますので、この対策をお考えいただければと思っております。以上です。

○鹿嶋会長 要望でいいですか。

○辻村委員 はい。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、第11分野はそれぐらいにしまして、次に第12分野に移りたいと思っております。

まず、内閣府から説明をお願いします。

○大地推進課長 内閣府男女共同参画局の推進課長をしております大地と申します。

資料6、内閣府補足資料の18ページを利用させていただきます。

内閣府に対しては2問質問をいただいております。まず宗片委員からは、大学や企業との連携、保育所の整備状況、理系を選択する女子学生の拡大に向けての連携に関する取組についてでございます。内閣府では女子学生、女子生徒の理工系分野の関心・理解を高めるために「理工チャレンジ」サイトを運営し、大学・企業に協力団体の登録を呼びかけるとともに、協力団体の実施する女性研究者を支援する取組やイベント情報を紹介しております。参考資料にホームページの資料をカラーで掲載させていただいております。

保育所の整備の事例でございますが、上智大学の例、津田塾大学の例などがございます。

理系を選択する女子学生の拡大に向けての中学校や高校との連携は、先ほどと同じでございますが「理工チャレンジ」サイトにおきまして、大学・企業等の実施する女性研究者

を支援する取組やイベント情報を紹介しておりまして、女子中高生向けの情報も含めて対応しています。

渡辺委員からの御質問についてでございますが、学術会議と異なってなぜCSTI（総合科学技術・イノベーション会議）の女性比率は目標として設定されていないのかということでございますが、CSTIにおきましては、国の審議会ということではないのですが、審議会等の委員に準じ、女性の登用に努めています。

CSTIの本会議における有識者メンバーは7名でいらっしゃいまして、2名が女性で、比率に直しますと28.6%、専門調査会における専門委員は29.2%でございます。

○内閣府（科学技術・イノベーション担当）（参事官） 続きまして、内閣府の科学技術・イノベーション担当のほうからお答えを申し上げます。

科学技術研究者の中の女性の割合について前回回答申し上げたところでございますけれども、その際に諸外国と比較して、我が国における女性科学者の比率が低いということについて御質問を2点いただきました。

1つ目が、諸外国の中でかつて割合が低かったのにその後、率が上昇したような国があった場合には、その事例、又はその背景や知見があれば教えてもらいたいというお話でございました。各国の比較や全体の状況については文科省、又は科学技術・学術政策研究所等の資料があるわけでございますけれども、なかなか経年的な変化というものの資料がないのが実情でございます。そこで科学技術指標の過去の数値を順に追って、特に伸びたところを幾つか調べてみました。そうしますと、代表なものとして韓国がございまして、5ポイント程度伸びたところとして韓国がございまして、また、先生方御案内でございまして、ドイツがございまして、ドイツはもともと我が国よりも倍ぐらいの女性比率があるのですけれども、そこからさらに伸びているというような状況がございまして。

その背景でございますが、中身についてはかなり文化の違い、社会の違いということもありまして、具体的な要因をまとめたものがございませぬ。そのような中、韓国については、今お話がございました男女共同参画局で平成23年におまとめいただきました、「諸外国における専門職への女性の参画に関する調査」がございまして、これは4カ国、スウェーデン、韓国、スペイン、アメリカについて調べたものです。ただし、これは専門職業全体についての調査でございますので、必ずしも科学技術関係だけを対象としているわけではございませぬが、ここに韓国の記述がございましてそれから見ますと、韓国におきましては、女性発展の基本法でございまして、経歴断絶女性の経済活動促進法、女性政策基本計画、女性人材開発総合計画といったようなことを行っております。なお、これも女性研究者を対象とするものではなくて、女性の活躍、また社会進出ということを全般的に取り組んだものでございまして。その中で特に女性研究者に関する取組を幾つか取り出しますと、女性科学技術者の育成支援基本計画、こういったものを策定したり、お手元に机上配付させていただいている資料でございますが、②にございまして、人材育成支援制度、さらには目標制度、データベースの構築というようなことを取り組んでいるとこ

ろでございます。

ただ、このような取組は内容の軽重というか、制度の差がありますけれども、各国でも同じようなことをやっていますので、こういうことをやったから特に伸びたということはないかなかなか難しい、言いにくいところがあるかと思ひまして、もう少し調べなければいけないという認識もでございます。

また、2点目、日本の科学技術分野で女性科学者の割合が諸外国より特に低い分野、又は遜色ないレベルにある分野はどこかということでもございました。我が国国内の大学教員におきます分野別の女性割合、又は増加率、分野別の増減率といった数字は、例えば男女共同参画白書でございますとか、総務省での調査統計にございます。一方で、国際的な比較といいますとなかなかないという状況でもございまして、特に国別の分野といいますと、それぞれの国がどういったところに特に力を注ぐのか。例えば資源が豊かな国、又は産業の状況等、それぞれの国の強みや政策に基づく対応があるでしょうから、それらを抜きにして単純な比較が難しいというような状況もでございます。

なお、お手元の資料には、国際別の比較については把握しておりませんと書いてございますけれども、先ほど御紹介しました男女共同参画局でおまとめいただきました調査によりますと、4カ国におきます分野別の状況の統計数値は出てございます。ただ、それも各国によって分野の切り方が違っていて、全体をそのまま横に並べて比較するということができないというような状況もでございます。

いずれにしても、この女性研究者の割合の増加ということに対しては非常に大事なことだと思っております、前回も御紹介致しましたとおり、「科学技術・イノベーション総合戦略」の中でも重要なものと位置づけておりますし、現在、策定に向けて検討しておりますが、28年度から開始される第5期の「科学技術基本計画」、この中でも重要な柱だと思っております。

最後に、これは余計なことでもございますけれども、私どもの総合技術・イノベーション会議の常勤議員には、御案内のとおり原山議員にご就任いただいております、原山委員はこういったことに対して大変国際的な御見識もありますし、関連の著書も出されています。同議員の指導も得ながら、女性研究者の増ということについては本当に重要な課題と思っております。各省ともいろいろと相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

次は文部科学省、お願いします。

○文部科学省(生涯学習政策局男女共同参画学習課長) この分野につきましては、女性の参画の拡大に向けて、女性の研究者の活躍を促進するための環境整備あるいは女子中高生の理系進路選択ということで取組を進めてきておりまして、資料5-1でいいますと、2~3ページに女性研究者支援ということで、例えば具体的には女性研究者研究活動支援事業、あるいは女性研究者養成システム改革加速事業、あるいは日本学術振興会の特別研究

員（RPD）事業といったものを実施しているところでございます。

理工系の女子学生の進路選択ということでは、5ページの下の段にございますように、女子中高生の理系進路選択支援プログラムというものを実施しているところでございます。

これらにつきましては、さまざまな観点から御質問をいただいておりますが、主なものについて御説明させていただきます。

まず、御質問の中で女性研究者の活躍促進に関する取組に関しまして、男性の家庭参画を促すという観点から、支援対象を男性にも拡大することについての御質問があったところでございまして、御指摘のとおり、男性研究者がライフイベントと研究活動を両立できるようにすることも重要であると考えております。現行の女性研究者研究活動支援事業におきましても、女性研究者に限らず男性研究者を対象とする取組も支援の対象としているところでございます。

また、これらの事業の実施機関に対しましては、支援終了後の取組の継続性ということについても評価をおこなっておりまして、女性研究者支援を着実に継続している機関が多いと認識しているところでございます。

また、女子中高生の理系進路選択を支援する取組についても御質問がございまして、先ほど御説明いたしましたように、独立行政法人科学技術振興機構が実施する女子中高生の理系進路選択支援プログラムというもので、平成25年度10件の取組が行われまして、女子中高生とその保護者、教員、4,247名が参加したところでございます。このプログラムの政策効果がますますそれ以外のところにも広がってくるように、プログラムに参加した生徒がそれぞれの所属する学校でほかの生徒に影響を与えることができるような工夫ですとか、あるいは女子中高生の進路選択に大きな影響を与える保護者ですとか教員を巻き込んでプログラムを実施するといった支援も実施することが重要であると考えております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

では、質疑に入ります。

どうぞ。

○辻村委員 女性研究者の割合のことですが、一応、男女共同参画白書などでは14.4%という数字になっています。今年14.6%になるそうですけれども、10年間で約3%、20年間で6%の増加です。この14.4%を30%にするためには、この増加率のカーブのままでいきますと、計算では、あと50年かかります。ですから、2020年までどころではないですね。そうしますと、当然に学術分野のポジティブアクションを考えてカーブを変えていかなければいけないのですけれども、一般には学術分野は能力主義なので、ポジティブアクションにはなじまないという偏見がありますためになかなか進まないという現状があるかと思えます。さまざまな会議でも、いつもクオータは反対です、ポジティブアクション反対ですという意見があると聞いておりますけれども、そのあたりの誤解を解くための検討を進めていただかないといけないのではないかと、というのが第1点です。

さらに、今日配られました資料の中でも、4-2の19ページでは、大学等の女性教員は18.8%になっていますね。ところが、総務省資料の5-2の7ページでは、大学等で25.0%と出ているのです。これは恐らく18.8%のほうは講師以上で、25.0%のところは助手・助教が入っているなど、いろいろあると思うのですけれども、数字がばらついておりまして矛盾が散見されますので、統計の整備というところもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ほかに。どうぞ。

○渡辺委員 2点質問させていただきます。

今の辻村委員の御発言の延長になります。現状は女性研究者比率が14.4%であり、ゆるやかな伸びでしかないという状況にあります。これに対して資料5-1の文科省の回答のどういう今後の方向性を見出すかというところに、全て「引き続き」という言葉があるのです。引き続くと50年かかってしまうという状況にありながら引き続きと書いてありまして、つまり、引き続き以外の新しい施策なりを考えていかないと、少なくとも2020年に目標を達成することはできません。また世界で最低ランキングという状況を脱却できないということにもなります。ここをどのように考えてらっしゃるかというのが1点目の質問です。

2点目は、指導的地位の女性についてです。これがさらに厳しい状況で、少し古いデータなのですが、例えば国立大学の准教授以上を見ますと、女性比率は10%。これを2020年に30%にするには3倍にしないといけないというさらに厳しい状況がありますが、これに対してどういう施策を考えていらっしゃるのかという、この2点を質問させていただきます。

○鹿嶋会長 最初はどちらからですか。

○文部科学省(科学技術・学術政策局人材政策課課長補佐) 御指摘ありがとうございます。今、研究者全体で母数でいうと85万人いるわけです。そのうちの35万人ぐらいが大学。大学の教員のところの割合はそれなりに高くなってきて、講師以上だと3割、二十数パーセントというところまで来ている。どこがボトルネックになっているかという、企業にいる研究者というのは50万人いるわけです。その企業の研究者の中の女性割合というのが8%。ここが上がってこない女性研究者全体の割合というのは上がってこない。

一方で、男女共同参画基本計画に書かれている指導的地位というのは、一応教員の講師以上というところを定義されていますので、まずはそこを3割以上に上げていくということが必要かと思ひます。

渡辺委員の2点目の御質問にも関連するのですけれども、このままいくと、やはりそれでも指導的地位、30%というのは難しいと思ひます。そこは数値目標を設定させるとか、特に大学の経営層、理事、学長、副学長クラスのところは何人以上とか、その辺をなるべく大学に数値目標を定めるように促していく。それが数値目標を定めることによって、その達成を実現していくというような方策が必要ではないかと考えているところでございま

す。

以上です。

○辻村委員 大学にというのは、私立大学も含むのですか。

○文部科学省(科学技術・学術政策局人材政策課課長補佐) そうですね。何らかの平成26年度、27年度も予算措置を考えておりますので、そういったところがもちろん対象には私立大学、国公私を含めた大学に対して支援していきたいと考えております。

○安部委員 学術の世界にいる人間として、会議の趣旨と完全に合っているわけではないかもしれませんが、数値のことがよく言われるわけですね。実際何かというと、女性は少ないと。ですけれども、学術の世界は先ほど能力主義ということをおっしゃったように、やはり成果が出ないことには研究者として信用されないというところがあります。

女性を見ていると、これは私も人のことは全然言えないわけなのですが、やはり非常にストラテジックにやっていかないと成果が男性並みになっていかない。逆の言い方をすると、育てないといけない。男性でも成果が上がっている人、いない人、これはバリエーションがあります。ですけれども、女性は少ないですから、少ない人数のなかで成果の高いところに行かなければいけないというのは、男性以上によほど育てないと。しかも、家庭責任その他のところでいろいろ負担が多いわけなので。だから、男性を育てることも重要ですし、女性を育てるといのはもっと大変なことなのだろうなというのがまず1点です。

それと学術の世界はこれからはグローバル化が重要です。今でもそうですけれども、これからはどんどんグローバル化が進んでいきますので、そこにおいてグローバルな学術の世界で戦えるという視点も含めて、本当に研究者としての実績を上げるということでどんどん前にいかないと。男性もですけれども、女性がさらに男性よりも前に行かないとなかなか数値目標というのが達成できないし、達成できたとしても、それは本当に数値の上であって、逆にあの人はクオータで採用された、というような実質の伴わないことになってしまうことが懸念されます。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 2つあります。

1点目は、先ほど辻村先生もおっしゃっていただいたことなのですが、教育の分野というのはほかの分野と比べるとジェンダーギャップが非常に小さい。皆さんのこれまでの御努力の成果だと思うのですが、そういうふうに評価しているのですが、その上で気になる点は2つあって、1つは高等教育です。大学、そして大学院。やはり男女差が進学率にある。これはグローバルに見ると、むしろ女性の進学率の方が高いということも普通に見られますので、そういう中で日本はまだまだこの高等教育、将来産業界あるいは学術の分野でリーダーになっていくような高等教育のところで引き続き進学率に差があるとい

うことをどういう課題認識をなさっているのかというのをお尋ねしたいと思います。これが1点です。

もう一つは、進学分野の差ですね。特に理系の中でも工学系だと思います。私は産業界で女性の採用、育成、登用についていろいろ働きかけているのですが、もう経営者の皆さん、異口同音に言われるのは、取りたいと思っても理系は女性がいない、ということだと思います。ですから、日本の科学技術の振興、産業界の振興のために必要なことだと思うのです。文部科学省も内閣府もいろいろプログラムを作って取り組んでいらっしゃるのですが、いかにも規模が小さいと思います。先ほど波及効果について随分おっしゃっておられたから、やはり規模が小さいということは御認識なさっているのかなと思いますけれども、子供たちの理解度に応じて、特に高校1年生が進路を決めるときの非常に大事な学年だと聞いておりますので、女子生徒が考えるチャンスをきっちり学校教育の中で入れていただくということが大事かなと思います。

以上です。

○文部科学省(科学技術・学術政策局人材政策課課長補佐) 失礼いたします。ありがとうございました。科学技術・学術政策局人材政策課でございます。

委員さんおっしゃったように、私どもJSTで行っております女子中高生の理系進路選択プログラムを受けておられる生徒の数というのは、数限りがございます。ただ、これを単純に拡大するよりも、先ほど御説明申し上げましたように、その子供たちがいかにして広げていくかということももちろん重要だと思っていますので。

また、進路選択、高校生、高校の早い段階でやることもあるし、中学校の段階で何となく私は理系かな、文系かなと何となく意識づけされていることも多いと思っていますので、中学生の方も参加していただいています。

また、中学生、高校生が進路選択をされるに当たっては、やはり保護者さん及び教員の方々と相談されながらみずからの進路が決定されていくことが多いと思っていますので、それでこの事業を採択するに当たっては、女子中高生本人に対する働きかけをするのは当然として、保護者、教員に対しても働きかけをするような取組を優先しているところでございます。このような形で女子中高生の理系の進路の拡大といえますか、理系というものに対して積極的に取り組むということをしていきたいと思っています。

その事業の中で理学系あるいは工学系、いろんな分野がございますけれども、扱っていただいておりますので、なかなか数は限りあるところなのですが、各分野に進んでいただくようにしていただければと思っています。

国立女性教育会館で行っております女子中高生の理系進路選択支援プログラムは、国立女性教育会館もここ何年か受けておられますけれども、こちらには学協会の方に多くお越しいただいております。もちろん工学系の学協会の方々も来られて、それで2泊3日の中で工学も含めて理系に行った先でどんなことがあるのかというのを示していただいて、女子高生のほうからも好評いただいておりますので、このような取組を着実に進めてまいり

たいと思っております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

先ほど渡辺委員が大変するどい指摘で「引き続き」という表現、これは文科省に限ったことではなくて各府省に見られる表現ですが、多分202030も含めて「引き続き」ではなかなか変わらないだろうと。「引き続き」でやると辻村委員によると、あと50年かかるのもあるというので、我々はこの第4次の基本計画が「引き続き」から脱皮して、打破して、少し大胆な改革というのを各府省の皆さんと一緒に是非考えていきたいと思っております。

○内閣府（科学技術・イノベーション担当）（参事官） まさに御指摘のとおりでして、私ども先ほどは研究者の話を申し上げましたけれども、研究の分野についても各省いろいろな取組をされてきています。ところが、数字として出てきたものは御指摘のとおり大きな変化がございません。ですから、これをこのまま続けていくと、また5年後に同じ指摘を頂くという形になりますので、今回は女性研究者の話でございますけれども、御案内のとおり、学術の分野は多様性、分野融合が必要ということがございまして、特に若手、さらには外国人の登用ということについても昔から改善の必要が言われています。ただ、これらについてもずっといろいろな対策をしているのですけれども、翻ってみますと、いずれもやはりまだ大きな変化が起きていないということ踏まえ、今回、第5期の計画を含めて、まさに御指摘ありました従来の延長でない対応が必要であるということについては大変大きな問題意識を持って検討を進めていきたいと思っておりますので、御指導賜ればと思っております。よろしく申し上げます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○柿沼委員 1つお願いがあるのですが、特に理系の方、お医者さんとかいろいろな方、せっかく多大な税金を投入して多くの難関を通過して社会に出ていただいた重要な人材ですので、生涯をその職業として社会の中で全うしていただくように、是非結婚や出産で私の立場にこもってしまわないようなことも。でないと、幾ら生み出しても途中でリタイアされたのでは全然女性の拡大になりませんので、よろしく願いしたいと思います。

○鹿嶋会長 どうもいろいろありがとうございます。本日の議事は以上でございます。

最後に事務局から連絡をお願いします。

○池永総務課長 本日は、御審議いただきありがとうございます。次回の専門調査会は、12月25日、木曜日、10時～12時までの予定で、場所は内閣府本府の3階の特別会議室でございます。8号館でもございませんし、この4号館でもございません。本府でございます。古い方の建物です。また改めて御案内を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 それでは、これで本日の専門調査会を終了いたします。

どうも皆さんありがとうございます。